

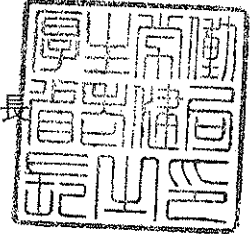


老発第0207001号

平成18年2月7日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」の一部改正について

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正法」という。）第2条等の規定が平成17年10月1日から施行され、介護老人保健施設の入所者等から居住費及び食費を徴収することとなったことに伴い、介護老人保健施設の会計処理等について変更の必要が生じたことから「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」（平成12年老発第378号）の一部を別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○ 介護老人保健施設会計・経理準則の制定について（平成12年老発第378号）

改正後		改正前	
別表第1	財務諸益の科目	別表第1	財務諸益の科目
区分	説明	区分	説明
施設運営業収益	<p>介護保険給付に付する介護等に関する省令に於ける施設指当 指当分については、平成17年3月30日 閣議決定（平成17年10月1日以後開始 する事業年度の設けは、この勸定 科目の設けはしない。）</p> <p>(略)</p> <p>特別な室料、特別な食費、理美当 容分</p> <p>特別な室料、特別な食費、送迎 費、おむつ料、日常生活サ一ビス 料</p> <p>介護老人保健施設の入所者又は 入居者に（以下「入所者等」という。） 並びに指定通所リハビリテーション 事業所及び指定短期入所療養介 護事業所に係る特別な食費、サ一 ビス費に相当する特別な食費につ いては、小区分設定する。（平成17年 10月1日から計上すること。）</p> <p>介護老人保健施設の入所者等が 支払う居住費及び利用者が支払う滞 在費及びサ一ビス費に相当する居 住費については、小区分設定する。 （平成17年10月1日から計上 すること。）</p>	<p>施設運営業収益</p> <p>介護保険給付に付する介護等に関する省令に於ける施設指当 指当分については、平成17年3月30日 閣議決定（平成17年10月1日以後開始 する事業年度の設けは、この勸定 科目の設けはしない。）</p> <p>(略)</p> <p>特別な室料、特別な食費、理美当 容分</p> <p>特別な室料、特別な食費、送迎 費、おむつ料、日常生活サ一ビス 料</p> <p>介護老人保健施設の入所者又は 入居者に（以下「入所者等」という。） 並びに指定通所リハビリテーション 事業所及び指定短期入所療養介 護事業所に係る特別な食費、サ一 ビス費に相当する特別な食費につ いては、小区分設定する。（平成17年 10月1日から計上すること。）</p> <p>介護老人保健施設の入所者等が 支払う居住費及び利用者が支払う滞 在費及びサ一ビス費に相当する居 住費については、小区分設定する。 （平成17年10月1日から計上 すること。）</p>	
施設運営業収益	<p>介護保険給付に付する介護等に関する省令に於ける施設指当 指当分については、平成17年3月30日 閣議決定（平成17年10月1日以後開始 する事業年度の設けは、この勸定 科目の設けはしない。）</p> <p>(略)</p> <p>特別な室料、特別な食費、理美当 容分</p> <p>特別な室料、特別な食費、送迎 費、おむつ料、日常生活サ一ビス 料</p> <p>介護老人保健施設の入所者又は 入居者に（以下「入所者等」という。） 並びに指定通所リハビリテーション 事業所及び指定短期入所療養介 護事業所に係る特別な食費、サ一 ビス費に相当する特別な食費につ いては、小区分設定する。（平成17年 10月1日から計上すること。）</p> <p>介護老人保健施設の入所者等が 支払う居住費及び利用者が支払う滞 在費及びサ一ビス費に相当する居 住費については、小区分設定する。 （平成17年10月1日から計上 すること。）</p>	<p>施設運営業収益</p> <p>介護保険給付に付する介護等に関する省令に於ける施設指当 指当分については、平成17年3月30日 閣議決定（平成17年10月1日以後開始 する事業年度の設けは、この勸定 科目の設けはしない。）</p> <p>(略)</p> <p>特別な室料、特別な食費、理美当 容分</p> <p>特別な室料、特別な食費、送迎 費、おむつ料、日常生活サ一ビス 料</p> <p>介護老人保健施設の入所者又は 入居者に（以下「入所者等」という。） 並びに指定通所リハビリテーション 事業所及び指定短期入所療養介 護事業所に係る特別な食費、サ一 ビス費に相当する特別な食費につ いては、小区分設定する。（平成17年 10月1日から計上すること。）</p> <p>介護老人保健施設の入所者等が 支払う居住費及び利用者が支払う滞 在費及びサ一ビス費に相当する居 住費については、小区分設定する。 （平成17年10月1日から計上 すること。）</p>	
施設運営業収益	<p>介護保険給付に付する介護等に関する省令に於ける施設指当 指当分については、平成17年3月30日 閣議決定（平成17年10月1日以後開始 する事業年度の設けは、この勸定 科目の設けはしない。）</p> <p>(略)</p> <p>特別な室料、特別な食費、理美当 容分</p> <p>特別な室料、特別な食費、送迎 費、おむつ料、日常生活サ一ビス 料</p> <p>介護老人保健施設の入所者又は 入居者に（以下「入所者等」という。） 並びに指定通所リハビリテーション 事業所及び指定短期入所療養介 護事業所に係る特別な食費、サ一 ビス費に相当する特別な食費につ いては、小区分設定する。（平成17年 10月1日から計上すること。）</p> <p>介護老人保健施設の入所者等が 支払う居住費及び利用者が支払う滞 在費及びサ一ビス費に相当する居 住費については、小区分設定する。 （平成17年10月1日から計上 すること。）</p>	<p>施設運営業収益</p> <p>介護保険給付に付する介護等に関する省令に於ける施設指当 指当分については、平成17年3月30日 閣議決定（平成17年10月1日以後開始 する事業年度の設けは、この勸定 科目の設けはしない。）</p> <p>(略)</p> <p>特別な室料、特別な食費、理美当 容分</p> <p>特別な室料、特別な食費、送迎 費、おむつ料、日常生活サ一ビス 料</p> <p>介護老人保健施設の入所者又は 入居者に（以下「入所者等」という。） 並びに指定通所リハビリテーション 事業所及び指定短期入所療養介 護事業所に係る特別な食費、サ一 ビス費に相当する特別な食費につ いては、小区分設定する。（平成17年 10月1日から計上すること。）</p> <p>介護老人保健施設の入所者等が 支払う居住費及び利用者が支払う滞 在費及びサ一ビス費に相当する居 住費については、小区分設定する。 （平成17年10月1日から計上 すること。）</p>	

施設運営費用	その他の利用料収益 (略)	(略)
給与費 非常勤職員給与 看護婦給 看護婦給	給与非常勤職員給与 (略) 看護婦給 (略)	常勤の看護婦(士)、准看護婦(士)等に対する給料・手当 (略)
非常勤職員給与 看護婦給	非常勤職員給与 (略) 看護婦給 (略)	(略)
経費 福利厚生費	経費 福利厚生費 (略)	福利施設の法定外福利費、厚生費など職員に要する(ア)店なる負担額(イ) (略)

施設運営費用	その他の利用料収益 (略)	(略)
給与費 非常勤職員給与 看護師給 看護師給	給与非常勤職員給与 (略) 看護師給 (略)	常勤の看護師、准看護師等に対する給料・手当 (略)
非常勤職員給与 看護師給	非常勤職員給与 (略) 看護師給 (略)	(略)
経費 福利厚生費	経費 福利厚生費 (略)	福利施設の法定外福利費、厚生費など職員に要する(ア)店なる負担額(イ) (略)

別表第2 施設名 財務諸表の様式
介護サ一年ビ入日 損平成 別損平成 計算年月日
自平成 年 月 日
(会計区分名)

別表第2 施設名 財務諸表の様式
介護サ一年ビ入日 損平成 別損平成 計算年月日
自平成 年 月 日
(会計区分名)

【施設運営事業損益計算】 I 施設運営事業収益 1~3 (略) 4 利用者等利用施設利用料収益	合計	介護施設サス	短期入所介護	リハビリテーション	〇〇介護
--	----	--------	--------	-----------	------

【施設運営事業損益計算】 I 施設運営事業収益 1~3 (略) 4 利用者等利用施設利用料収益	合計	介護施設サス	短期入所介護	リハビリテーション	〇〇介護
--	----	--------	--------	-----------	------

居宅介護サービス利用料収益 食費収益 居住費収益 その他の利用料収益 5 (略)		居宅介護サービス利用料収益 その他の利用料収益 5 (略)	
(略) II 1 施設運営事業費用 給与 常勤職員給与 (略) 看護師給与 (略) 非常勤職員給与 (略) 看護師給与 (略) 2~8 (略)		(略) II 1 施設運営事業費用 給与 常勤職員給与 (略) 看護婦給与 (略) 非常勤職員給与 (略) 看護婦給与 (略) 2~8 (略)	(略)